

条例の市議会における審議状況について

1 概要

磐田市議会令和 7 年 2 月定例会に
「議案第 2 2 号 **磐田市こどもの権利と笑顔約束条例**の制定について」を提出

2 期間

令和 7 年 2 月 14 日（金）から令和 7 年 3 月 24 日（月）まで

3 本会議における質疑（2 月 2 8 日）

(1) 小柳貴臣議員

【質問】

・条例立案に関する協議の経過について

【回答】

・アンケートや対話の意見をもとに、庁内ワーキンググループにて素案を作成し、子ども・子育て会議にて審議をしました。
・子ども・子育て会議委員からの意見を反映したうえでパブリックコメントを実施し、条例案を作成しました。

1

条例の市議会における審議状況について

(2) 芥川栄人議員

【質問】

- (1) 条例の「笑顔約束」に込めた思い
- (2) 「こどもの大人への移行支援」を条文に入れなかった理由
- (3) 検証は具体的に誰が行うのか、委員会等の設置を考えていないのか

【回答】

- (1) 中学生へのアンケートや子ども・子育て会議委員からの意見を反映し、こどもが安心して笑顔で生活することを約束する条例としたいという思いを込めました。
- (2) 第 2 条第 1 号では、こどもの定義を 18 歳以上でも支援が必要な方を対象とするよう規定しており、第 18 条第 2 項では、市が困難を抱えているこどもやその家庭の状況を把握し、必要な支援を行うことを定めていることから、内容は現在の案に含まれているものと考えます。
- (3) 磐田市子ども・子育て会議にて検証を行うこととし、新たな委員会等の設置は考えていません。

2